

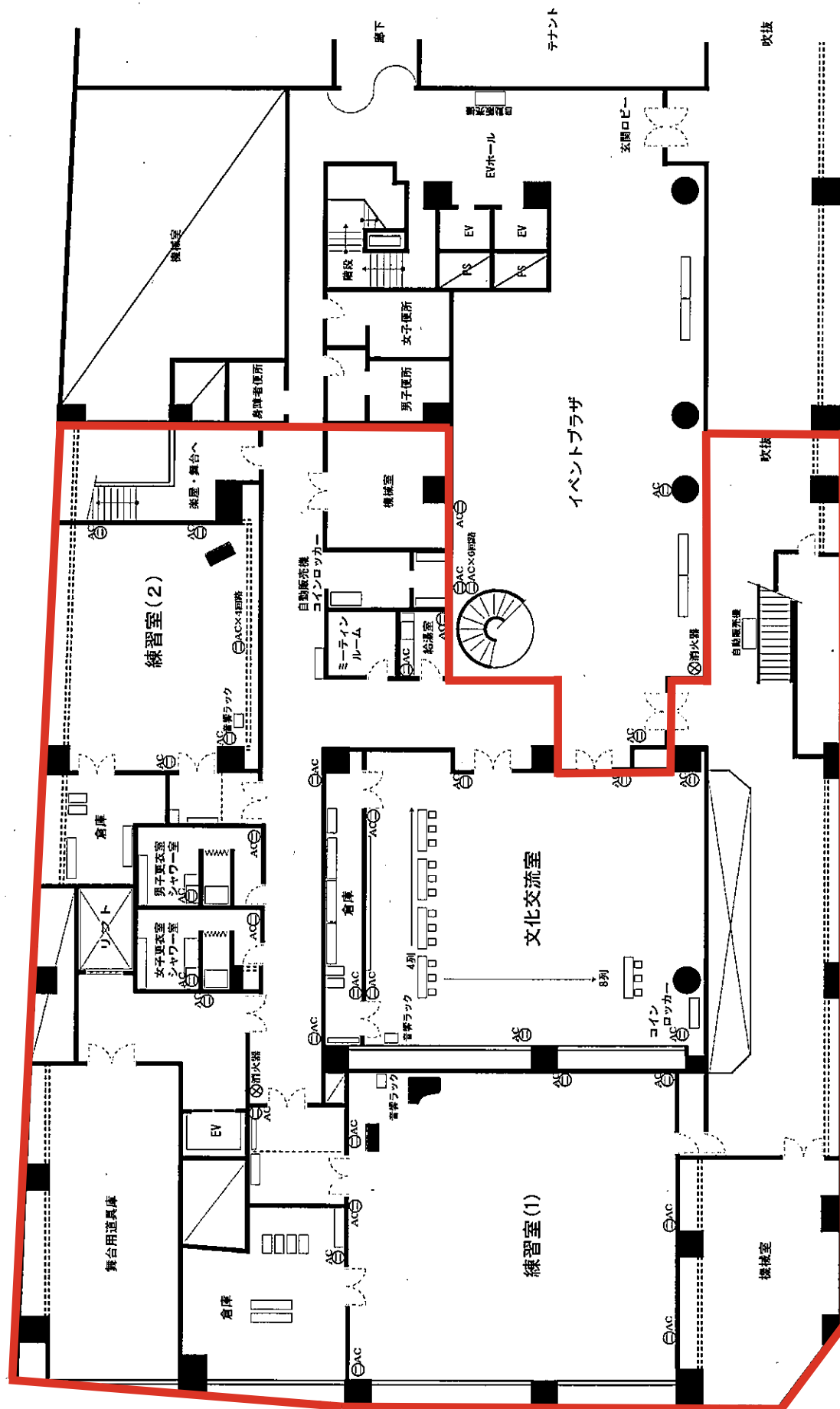
質問への回答
(広島県民文化センターふくやま)

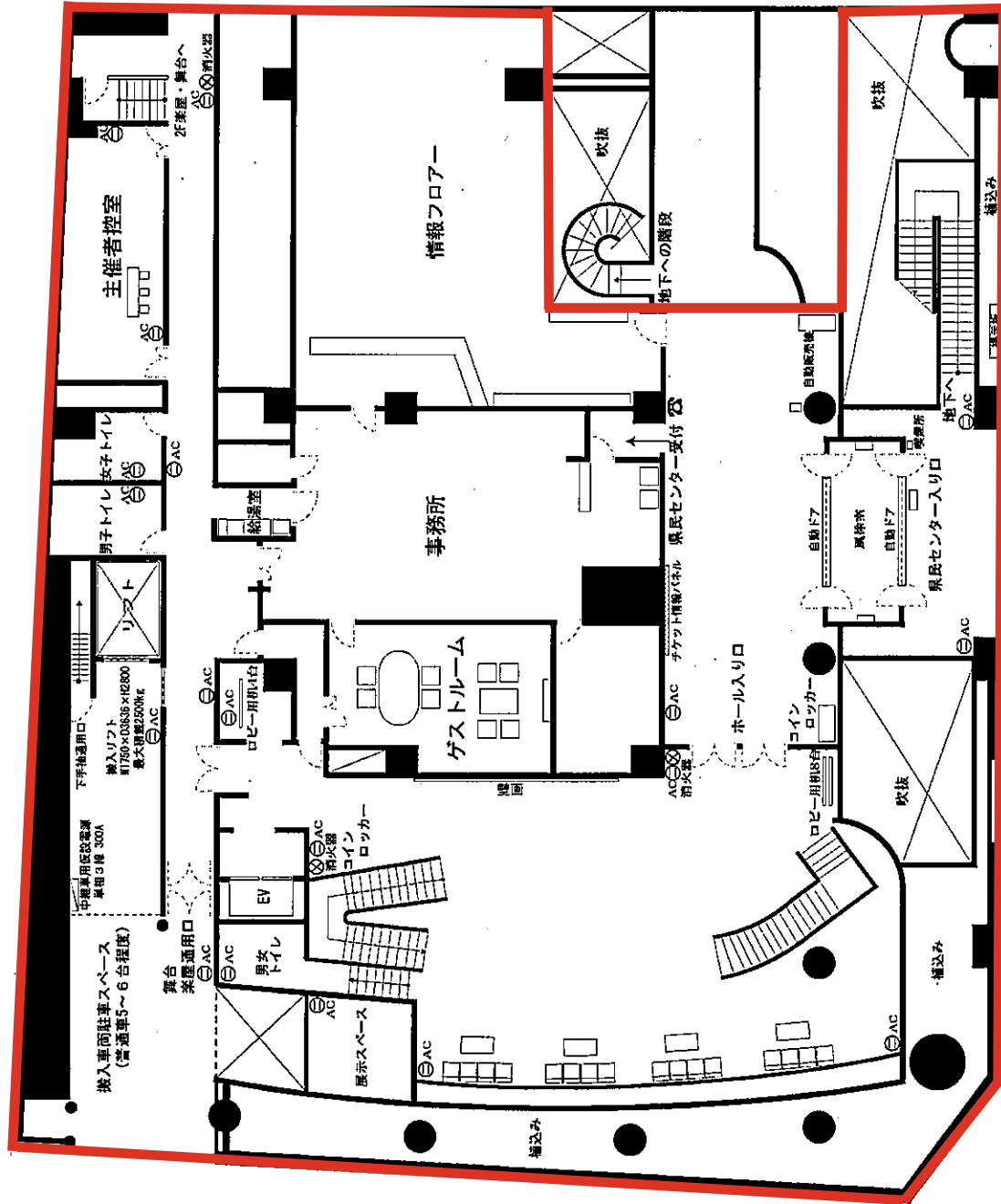
令和7年8月4～8日受付分

質 問 事 項	具 体 的 な 内 容	回 答 内 容
質問 1 募集要項 P.1 (施設概要)	・施設が民間施設との複合建物となりますが、指定管理施設としての区切りが明確にあればご教示ください。(例：楽屋横の浴室の維持管理・修繕などは指定管理者の負担？)	・別紙の赤枠で囲った部分が指定管理者が管理をする部分です。 2階の楽屋及び浴室部分については、民所有ですが、県が賃借していますので、清掃等の維持管理は指定管理者の業務です。修繕については、故意や過失で生じた破損、県が設置した設備等以外は、民の負担です。なお、浴室の給湯器は県が設置していますので、修繕費が100万円以下の場合は指定管理者の負担です。
質問 2 募集要項 P.7 (管理費用基準額)	・記載の管理費用基準額にはホール利用停止期間中の営業補填などは含まれていないという理解でよろしいでしょうか？	・お見込のとおり、管理費用基準額には利用停止期間中の県からの補填費用は含んでいません。
質問 3 業務仕様書 (3 施設修繕業務)	・県民文化センターの専有部分の修繕以外に共有部分（例：建物入り口のドア等）の修繕を実施する際には指定管理者への案分負担などがありますか？あれば算出基準などをご教示ください。 ・施設の躯体部分に関する修繕などの決定者は広島県又は民間所有者のどちらになるのでしょうか？	・共用部分の修繕の負担割合については建物面積割合に基づいて管理規約で定めており、県は25.51%です。修繕費の25.51%が100万円以下の場合は指定管理者、100万円を超える場合は県の負担です。ただし、空調設備等については県負担割合が46.59%となっています。 ちなみに、建物入口は2箇所ありますが、どちらも共有部分ではありません（別紙参照）。広島県民文化センターふくやま側の建物入口のドアを修繕をする場合は、金額により指定管理者又は県の負担です。 ・施設の躯体か設備かに関係なく、100万円以下の修繕については指定管理者、100万円を超える修繕については県に決定権があります。共有部分の修繕については、県と民が参加する管理組合の協議において決定します。

縮尺 1/200

広島県民文化センターふくやま 地下平面図





縮尺 1/200



